令　和　８　年　１　月
国土交通省航空局

「模擬飛行装置等認定要領細則」の一部改正（案）について

１．背景

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第238条の2に基づく国土交通大臣の認定を受けた飛行訓練装置は、同規則別表第３に掲げる実地試験科目の一部及びその他の審査等で使用することができるほか、飛行訓練装置による飛行時間は同規則別表第２の飛行経歴の一部及びその他の経歴等に算入することができる。

今般、飛行訓練装置にVR（仮想現実）やAR（拡張現実）をはじめとする新技術の導入が進んでいることから、これらの飛行訓練装置の認定についても、対応を進める必要がある。そこで、具体的な認定基準である「模擬飛行装置等認定要領細則」（国空航第1417号 国空機第1462号　国空乗第2089号　平成14年4月23日）について、事業者から要望のある新技術を使用した飛行訓練装置を認定できるよう、所要の改正を行う。

２．改正内容

新旧対照表のとおり。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和８年２月下旬
施　行：令和８年２月下旬